

松戸市スポーツ競技大会優秀選手褒賞金交付基準

1 趣旨

松戸市スポーツ競技大会優秀選手褒賞金交付要領は、松戸市スポーツ振興基金を財源として、オリンピック・パラリンピックなどの競技大会において、優秀な成績を収めた選手に対し、その功績を讃えるため褒賞金を交付するものです。

2 交付対象となる大会

- (1) オリンピック（国際オリンピック委員会が主催する近代オリンピック大会）
パラリンピック（国際パラリンピック委員会が主催する障がい者スポーツ大会）
- (2) 世界選手権（各競技団体及び障がい者団体が主催する世界規模の大会）
アジア大会（各競技団体及び障がい者団体が主催するアジア規模の大会）
- (3) 国民体育大会（スポーツ基本法に定める日本スポーツ協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催する大会）
全国障害者スポーツ大会（スポーツ基本法に定める日本障がい者スポーツ協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催する大会）
- (4) 全日本選手権大会（国、県、日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、各競技団体、日本レクリエーション協会が主催・共催する全国規模の大会）

※各大会においては予選が実施されない、参加標準記録がない、推薦基準がないなどの大会（競技レベルに関係なく、申込をするだけで出場できる大会）は対象外とする。

3 交付対象者の条件

交付対象となる大会における上位入賞者（3位以内）で、次の各号の条件に該当する者。

- (1) 在住・在勤などの選手
・松戸市内に住所がある選手及び事業所に勤めているなどの選手
- (2) 日本中学校体育連盟主催大会に出場する選手は、松戸市立中学校運動部部活動生徒派遣奨励費交付基準に該当しない選手。

※松戸市職員が職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和35年松戸市規則第6号）第1条第8号により、職員の職務に専念する義務を免除され交付対象となる大会に出場する場合は、交付対象者の条件に該当しないものとする。

4 その他の条件

- (1) 一大会において一選手が複数の種目でそれぞれ上位入賞した場合は、入賞が上位の褒賞金の額を優先し交付するものとし、複数での交付は行わないものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。